

須恵町デジタルミュージアム構築等業務委託 仕様書

1. 業務の目的

須恵町（以下、「本町」という。）は、須恵町立歴史民俗資料館が昭和 49 年開館、また、町立美術センター久我記念館が昭和 54 年に開館（私設美術館として、のち建物は寄贈を受け、昭和 61 年に町立美術館として開館）し、いずれも施設の老朽化および収蔵庫の収容率が限界を迎えつつある。

博物館が収蔵する資料のうち、資料館は約 14,000 点中約 3,000 点、美術館は約 300 点中約 100 点の資料しか常時公開できず、資料の活用が困難な状況である。

このような状況のなか、本町においてデジタルミュージアムを導入することにより、歴史的価値のある資料を半永久的に保存することが可能になるとともに、デジタル化された資料の活用が図られることで、その価値が広く共有され、町内にとどまらず、全国の様々な人々の学習、文化芸術活動に資することが可能となる。

また、学校教育等の様々な分野や地域の情報とつながることで、地域の活性化、町の魅力向上、シビックプライドの醸成に資することを目的とし、導入するもの。

2. 基本事項

デジタル庁が公開しているデジタル地方創生モデル仕様書（デジタルミュージアム）に準拠すること。

（1）導入システム

- ① システムは、受注者の提供するクラウドサービスとする。
- ② CSV ファイルにより容易にデータ移行できるシステムであること。
- ③ 発注者自らがデータベースの構築や改変、データ移行ができるシステムであること。
- ④ 別記 1 「システム要件」に概ね準拠するものであること。

（2）セキュリティ

- ① 適正なファシリティ要件を備えたデータセンターにサーバが設置され、運用されていること。
- ② 不正アクセスや関係者のデータ持ち出しによる情報漏洩を未然に防止する措置が取られたシステムであること。

（3）サービス

- ① インターネットでサービスを提供し、安価で効率的な運用を可能とするシステムであること。
- ② 本サービスに要するハードウェア、OS、ミドルウェア等の資産は乙が用意すること。
- ③ 利用者本位のサービス実現のため、原則として 24 時間 365 日利用可能とすること。

※ システムメンテナンスによるサービス停止時間は除く。

3. 委託業務内容

委託業務の範囲は、本サービスの提供及びそれに伴う準備作業の実施から成果物の提出までとし、本仕様書に示す要件を満たすものとする。

なお、本仕様書に示す要件にない機能であっても、受託者が標準機能として提供している機能は、発注者と調整の上、提供するものとする。

(1) 本サービス提供に伴う準備作業の実施

本サービス提供に先立ち、本仕様書に基づく契約の内容に応じた次の事前準備作業を実施すること。

① 提供環境の構築

本サービスの各種設定を行い、本稼働開始までにデータを全て検索できるようにシステムの構築を行うこと。

(2) 受入テスト

- ① 受注者は、発注者の実施する総合的な稼働状況等について確認する受入テストに協力すること。
- ② 受入テストの結果、サービスの全部又は一部が不合格であった場合は、正常に稼働するものを発注者の指定した日時までに整備し、本サービス提供開始前までに確認すること。
- ③ 最終的に発注者の指示に基づく全ての検査が完了し、書面にて発注者受注者双方が受入テストの完了を確認した時点で受入テストを終了するものとする。
- ④ 本サービス提供開始前に発注者に対して本サービスの操作についての研修を実施すること。

(3) データベース構築について

- ① 受注者は、現在発注者が管理している EXCEL データ（約 14,000 点）及び画像データ（約 14,000 点）を本システムに移行するための支援を行うこと。

なお、目録データについては EXCEL データ、画像データについては JPEG、PDF があり、それらを使用しデータを移行するためのサポートを実施すること。

上記サポートに際しデータ構造の変更を行う場合は、発注者に事前に承認を得ること。但し、既存データのから一切のデータが欠落しないことを前提とする。

- ② 移行する資料種別・項目について資料種別については、別記 1「システム要件」のとおりであり、資料種別及び目録データを正しく移行するためのサポートを実施すること。

また、今後目録データを整理するにあたって項目の追加・削除をする可能性があるため、発注者側でも再設計・構築が可能といった柔軟性を持ったシステムであることを原則とする。

(4) 本サービスの提供

本仕様書に基づくサービスを提供すること。また、システムの管理・運用に必要なライセンス数は受注者が用意すること。

(5) 運用サポート

- ① 操作説明書の更新一般利用者及び管理者に対する操作説明書を随時更新し、変更内容を管理者に説明すること。

② 問合せ対応

システム管理者からの操作や運用に関する問合せに対応すること。

③データ登録・更新・削除等のサポート本サービス提供開始後新たに発生する目録データ及び画像データの登録、更新、削除等について管理者の業務をサポートすること。

（６）成果物の提出

次の成果物を紙媒体２部（正副各１部）、電子媒体（ＣＤ－ＲＯＭに格納）２部（正副各１部）として作成し、発注者に提出すること。

① サービス仕様書

本サービスの具体的内容、方法等を取りまとめたサービス仕様書を提出すること。
提出後変更した場合、直ちに変更後のサービス仕様書を提出すること。

② 検査完了報告書

発注者による受入テストを終了し、発注者の承認後、検査完了報告書を提出すること。

③ 操作説明書

以下の操作説明書を提出すること。

- ・ 管理者用操作説明書
- ・ 利用者用操作説明書
- ・ その他本サービス利用のために必要となるマニュアル

（７）成果物の権利の帰属

須恵町デジタルミュージアム導入業務委託契約書に示す。

（８）契約期間終了後の扱い

① 個人情報の取扱い 受注者は、本契約を履行するために発注者から提供を受け、または自らが収集した個人情報が記録された資料等は本契約期間終了後ただちに返還し、または引き渡すものとする。
ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

② データ移行 契約期間が終了（一部終了を含む。）し、別事業者からサービスの提供を受けることとなった場合、受注者は、発注者と協議の上、当該別事業者に対して、別途追加費用を要せずデータ移行支援やデータの抽出提供（Ｅｘｃｅｌ又はＣＳＶ形式）等必要な支援作業を行い、業務及びシステムの円滑な移行に寄与すること。

４．履行期間

契約締結日から令和８年３月３１日までとする。

５．本委託料に含まれるもの

受注者が業務を行うために要するライセンス費用、人件費、文書作成費、交通費、通信費、その他一切の費用は、本委託料に含めること。また、操作環境にてツール等が必要となる場合には、本委託料にそれを含めること。

６．仕様書の変更

本仕様書に変更のある場合は別途協議の上決定する。

7. 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については発注者の指示を受けること。

8. 疑義

本仕様書の記載に疑義が生じた場合は発注者と協議すること。

9. 受注者の資格

受注者に必要とされる資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第百六十七条の四第1項及び第2項各号に該当しない者であること。
- (2) 過去5年間に国（独立行政法人を含む）または地方公共団体において、ASP・SaaS方式のシステム提供業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (3) 過去5年間に、国（独立行政法人等を含む）又は地方公共団体の公文書、古文書等資料目録検索システムを構築及び運用保守業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

10. システムの利用

本サービス提供開始後のクラウドサービスの利用については、本契約に含むものとし、次年度以降の利用料は月次単位で支払うものとする。

なお、システム利用に係る仕様は別記2「システム運用保守要件」のとおりとする。

別記1 システム要件

1. 本システムの基本要件等

(1) 利用者環境

項目	一般利用者	職員用端末
端末	P C	P C
OS ブラウザ	Windows 10 以降 Internet Explorer 11、Google Chrome Mac OS X 以降 Safari (調達時点の最新バージョンに対応すること)	Windows10 以降 Internet Explorer 11 Google Chrome Microsoft Edge Safari (調達時点の最新バージョンに対応すること)
接続	インターネット接続	
その他	・一般的に普及しているアプリケーションソフトを除き、ブラウザのみで本システムを利用できること。一般的に普及しているアプリケーションソフトであるかどうかについては、発注者が判断する。 ・J A V A実行環境や一般的に公開されている各種プラグイン等のインストール作業やアップデート作業を可能な限り必要としないシステムであること。 ・アプリケーションソフト、プラグイン等のインストールが必要である場合は、利用者に対しその旨を明記し、インストール方法や設定方法等を平易に明示すること。また、当該アプリケーションソフト、プラグイン等のバージョンアップに対しては、利用に支障が発生することがないよう受注者の負担で速やかに対応すること。 ・本システムを支障なく利用するために、利用者端末の設定を変更する必要がある場合には、その設定変更により利用者端末のその他のシステムに影響を及ぼさないよう配慮されていること。 ・管理者側のソフトウェア管理及び利用者管理等の制限により、当該アプリケーションソフト、プラグイン等の導入を行えない場合は、正常に動作するよう受注者が責任を持って導入調整を行うこと。 ・一般利用者及び職員 PC の最新動作環境（OS、ブラウザ）への対応期間は正式番出荷後、可能な限り速やかに対応すること。 ・パソコン、スマートフォン、タブレット端末にて閲覧可能とすること。	

(2) 利用者権限 本システムの利用者と権限は以下の内容とする

No	分類	所属	利用できる主な機能
1	システム管理者 (ライセンス付与者)	資料館職員	目録データ登録・修正・削除、利用者管理機能、権限管理
2	職員 (ライセンス付与者)	資料館職員	職員用目録データ検索及び閲覧、職員用検索結果閲覧、画像ダウンロード、目録データダウンロード、目録データの個別登録、個別修正・個別削除
3	一般利用者	一般閲覧者一般職員	利用者用目録データ検索及び閲覧、画像ダウンロード

(3) 性能 本システムは以下の性能を有すること。

No	内容
1	・基本的な画面については、利用者の要求から表示が完了するまでの目標時間を原則 1.5 秒～6 秒とする。 ・目録データを検索した結果を表示する画面においては、利用者の要求から表示を完了するまでの目標時間を原則 3 秒～10 秒とする。
2	・その他の性能は以下のとおりとする。 目録データ登録処理時間 ： 1 0 0 0 件あたり 2 分 画像データ登録処理目標時間： 1 0 0 0 件あたり 2 0 分 目録、画像データ登録後、検索に反映する時間：システム管理者が目標データ及び画像を登録後、一般利用者及び職員が登録した目録データ及び画像データをすぐに検索できること。
3	・目録データ登録、削除等更新中であってもシステムが一時停止することなく通常の検索が行えること。
4	・画像操作に関するレスポンスタイムの目標値は上記のとおりであるが、ネットワークの状況等によりやむを得ず時間がかかる場合に、想定される対処方法等があれば提案すること。 ・システム運用中に上記目標時間が実現できないケースが確認された場合は、上記目標を達成するために対応方法を提案すること。

2. アプリケーション

本システムは、主として以下で構成される。

(1) 目録データシステム構築

受託者は下記の要件を満たしたデータベースを構築するためのサポートを実施すること。

分類	要件
目録情報データベース構築	最低 9 種類の資料種別を管理できること。
	レコードの登録件数には原則上限がないこと。
	登録したレコードを職員が任意のタイミングで修正、削除できること。
	データベースは独立した個々の資料種別ごとに管理できること。 データベースは資料種別ごとに利用権限を持つ職員又はシステム管理者だけが利用、管理できること。 また、システム管理者機能において、データベースの利用権限を他の職員に付与することができること。
	設定項目を元に検索画面、結果一覧画面、詳細表示画面を自動生成すること。
	構築するデータベースは以下の資料種別を想定している。発注者が指定する下記 4 件のデータベースについては、データベース構築のサポートをすること。 1 須恵町立歴史民俗資料館収蔵資料データベース 2 須恵町立美術センター久我記念館収蔵資料データベース 3 古文書（田原家文書・吉松家文書・海軍炭鉱関係資料） 4 「須恵町の民俗文化」シリーズ

(2) データベース構築及び目録データ・画像データ移行等

- ア 発注者で目録および画像を管理しているシステムから本サービスへのデータ登録を支援すること。
- イ 目録データ及び添付画像ファイルの文字コードセットは、最低限 JIS X0208 の第一水準及び第二水準をサポートすること。また符号化規則は UCS Transformation Format8 (UTF-8) とすること。
- ウ 本サービス開始後のデータ追加においては追加契約なしで職員が登録できるシステムであること。
- エ 上記資料種別ごとに検索対象とし、各資料種別の目録データを検索できること。

(3) 目録データ・画像データ登録機能

下記の要件は本サービス提供開始後に職員が使用するデータ登録機能である。

No	要件
1	Web ブラウザで画面を用いて目録データの複数のレコードをまとめて、アップロードができること。
2	Web ブラウザで画面を用いて一件単位で登録・修正が可能であること。
3	任意の設定項目を持つ Microsoft Excel 2010/2016 ファイル、CSV データ及びタブ区切り テキストデータにより新規に一括登録できること。また、任意の XML 構造のデータも登録できること。
4	登録データが大きくなる場合、登録データ (CSV、XML) を複数のファイルに分割して登録ができること。
5	登録データの文字コードは、シフト JIS (CP932)、UTF-8、UTF-8 (BOM 付き)、UTF-16、 EUC-JP に対応していること。
6	テキストデータの改行コードは、CR+LF、LF、CR を意識せず自動的に判断できること。
7	目録データに紐づく電子ファイル (画像、動画、音声等) が容易に登録でき、一括新規登録ができること。
8	本サービス提供開始後において、既設目録データ項目の削除及び新たな目録データ項目及びそのレコードが登録できること。
9	画像データは JPEG 及び PDF が登録できること。
10	画像以外のデータについても、ファイル形式の種類に制限なく登録できること。 登録したデータはブラウザ内で再生可能なファイル形式の場合はブラウザ内で再生され、それ以外の形式は端末にダウンロードして利用可能となること。

(4) 登録データ確認機能

下記の要件は本サービス提供開始後に職員が使用する機能である。

No	要件
1	アップロードした目録データを資料種別ごとに Web ブラウザを用いて画面で全件数一覧表示が確認できること。
2	アップロードしたファイルのアップロード日付、ファイルサイズ、ファイル名等を表示できること。
3	登録結果の情報として、登録開始時間、登録完了時間、ファイル名、ファイルサイズ、登録結果ステータス等を表示できること。
4	登録結果のログファイルを確認できること。登録結果のログファイルからは登録失敗時の詳細な理由が確認できること。

5	登録した資料種別ごとに目録データを CSV 形式でダウンロードできること。 ダウンロードする内容は、アップロードした登録データの内容と同一であること。 また画像ファイルもダウンロードできること。
6	Web ブラウザを用いて画面により資料種別ごとに登録全件数が確認できること。
7	Web ブラウザを用いて画面により資料種別ごとに目録データの登録、修正、更新日付がわかること。
8	目録データに紐づく電子ファイルのアップロード件数が Web ブラウザ画面で確認でき、一覧をダウンロードできること。
9	アップロードした電子ファイルを一括ダウンロードできること。

(5) 目録データ修正・削除・更新機能

下記の要件は本サービス提供開始後に職員が使用する目録データ修正・削除・更新機能である。

No	要件
1	資料種別ごとに CSV 形式及び EXCEL 形式を用いて目録データの一括更新、修正が行えること。
2	Web ブラウザを用いて画面により一件単位又は複数のレコードをまとめて、目録データの修正が可能であること。
3	Web ブラウザを用いて画面により一件単位又は複数のレコードをまとめて削除が可能であること。
4	登録処理済みの登録データに対する差分更新、修正を行えること。

(6) 目録データ検索機能

Web を利用して目録データを検索する機能として、下記の機能の提供すること。

No	要件分類	備考
① 全般		
1	日本語版のインターフェースの画面を有すること。	
2	標準で英語版の画面も用意すること。また、設定ファイルの追加により、他の言語にも対応できること。	
3	検索機能は、各資料種別を個別に検索する個別検索機能と複数の資料種別を一括で検索する横断検索機能を提供すること。	

4	個別検索の検索画面に検索対象項目ごとに、チェックボックス、プルダウンメニュー、リストボックス、ラジオボタン、ボタン（クリックするとボタンに表示されたキーワードで検索実行）、キーワード、範囲検索の検索方式によりできること。	
5	プルダウンメニュー等に表示される選択値は、登録するテキストデータから自動的に抽出できること。	
6	年代による範囲検索は年、年月、年月日の何れかを指定できること。指定された範囲検索の種別に応じた入力フィールドの表示と入力チェック機能を有すること。	
7	個別検索及び横断検索のキーワード検索等は全文検索ができること。	

② 個別検索機能		
8	任意の資料種別を選択し、選択された資料種別の検索画面に移行する。 検索画面は、資料種別ごとに異なるものとする。	
9	資料種別ごとに異なる検索項目を設定できること。	
10	簡易検索と詳細検索ができること。 簡易検索とは、各資料種別単位で検索でき、検索対象項目をキーワード検索できる機能である。 詳細検索とは、各資料種別単位で検索でき、目録データの項目ごとに検索条件を指定して検索できる機能である。	
11	簡易検索項目は、資料種別ごとに設定できること。	
12	詳細検索項目は、資料種別ごとに設定できること。	
13	簡易検索項目と詳細検索項目は異なる画面で検索できること。	
14	個別検索にて一度キーワード検索を行った後の検索結果画面から、詳細検索と同様の絞り込み検索ができること。	
15	資料種別ごとに、個別検索の検索項目の条件設定を変更できること。	
16	異体字を同一視した検索が可能であること。また、異体字の辞書データは修正・変更が可能であること。 この辞書は資料種別ごとに異なる設定ができること。	「高」で検索した場合に「高」も検索対象とする機能。

17	目録データの表記揺れによる検索漏れを防止するために、同義語辞書が設定可能であること。 この辞書データは CSV 形式又は EXCEL 形式で登録可能であること。	
③ カテゴリ検索		
18	カテゴリ検索機能を有すること。 カテゴリ検索機能とは、データ項目をカテゴリに分けて検索画面上で選択可能とすることにより、検索キーワードを入力することなく目録データを検索できる機能である。	
19	カテゴリ検索で検索できる項目は資料種別ごとに設定できること。	
20	カテゴリ検索で検索できる目録データ項目数は資料種別ごとに、最低4個まで設定できること。	
21	カテゴリ検索は最大10階層まで設定できること。	
22	カテゴリ検索画面ではカテゴリの値が階層的に表示されること。	
23	カテゴリの値をクリックすると該当する値を持つデータを検索して検索結果一覧を表示すること。このとき選択されたカテゴリの階層の位置と下位の階層の値を表示できること。カテゴリの値には該当件数を表示でき、表示の有無を指定できること。	
④ ブラウズ検索		
24	ブラウズ検索機能を有すること。 ブラウズ検索とは、数値、アルファベット、ひらがな50音、カタカナ50音順の索引により、検索キーワードを入力することなく目録データを検索できる機能である	
25	ブラウズ検索の対象として指定された項目について、テキストデータの内容を抽出して登録データとは別のブラウズ検索用データを作成できること。	例えば資料名のみを抽出した索引の一覧データ
26	ブラウズ検索で検索できる項目は資料種別ごとに設定できること。	
27	ブラウズ検索の結果を一覧表示できること。また、一覧で表示された範囲の中で 検索条件を追加し、再検索ができること。	
⑤ 横断検索機能		
28	任意の資料種別の2つ以上選択した場合、横断検索を行えること。	
29	横断検索は、全ての資料種別を検索する機能と選択した複数の資料種別を検索する機能を有すること。	
30	横断検索の検索対象項目は、資料種別ごとに設定できること。	

(7) 目録データ検索結果表示機能

No	要件分類	備考
① 全般		
1	検索結果表示は、検索結果一覧表示とレコード1件ごとの詳細表示2種類の機能を有すること。	
2	検索結果一覧には、検索結果の合計件数を表示させること。	
3	検索結果の一覧表示件数を10件以上表示できること。	
4	検索結果の一覧表示件数を最低3種類選択できること。(例 20件、50件、100件)。	
② 検索結果一覧表示		
5	個別検索(簡易検索、詳細検索)又は横断検索を行った後、検索結果として検索結果一覧を表示すること。	
6	資料種別ごとに異なる設定項目により表示すること。	
7	関連画像がある目録データにはサムネイルを表示できること。	
8	種別、年代等ソートをかけて検索結果表示を変更することができること。	
9	利用者がCSV形式で検索結果をエクスポートできること。	
10	職員(ライセンス付与者)と一般利用者での検索結果表示項目をかえられること。	職員(ライセンス付与者)は非公開目録データを表示し、一般利用者の検索結果には非公開情報は表示しない。
11	職員(ライセンス付与者)の検索結果については全ての目録データ項目を表示するが、利用者の検索結果は指定の範囲とし、職員と利用者の検索結果一覧を異なる設定ができること。	職員の検索については非公開レコードや非公開項目についても検索結果一覧で表示することができ、利用者は非表示にできること。また、キーワード検索する場合においても、非公開レコード及び非公開項目は表示されないこと。
③ 詳細表示		
12	検索結果一覧に表示された任意のレコードの項目もしくは、詳細ボタンを選択すると検索結果一覧では表示されない詳細な目録データをレコード単位で表示する詳細表示を行うこと。	
13	詳細表示の項目は資料種別ごとに異なる。その数は最低限、現行システムの項目数と同じであること。	

1 4	詳細表示は、次候補等を選択すると 検索結果一覧表示画面に戻らず、前後のレコードの詳細表示になること。	
1 5	詳細表示では、URL で呼び出す参照先をリンクで表示できること。	
1 6	詳細表示ではカテゴリ項目、ブラウズ項目として指定された項目がリンクで表示されること。それぞれをクリックした場合は該当する機能での再検索ができること。	
1 7	詳細表示画面に、当該画面のパーマネントリンクを表示できること。表示・非表示は管理画面より変更できること。	
④画像データの連携		
1 8	画像データが存在するレコードには、検索結果一覧に当該データへのリンクを表示し、画像配信機能により閲覧可能とする。	
1 9	画像データが連携している場合は、詳細表示にサムネイル画像を表示できること。 また、画像データが複数関連付けられている場合は、複数のサムネイル画像を表示することもできること。	
2 0	画像データは倍率を変えて表示ができること。	
2 1	表示された画像は職員及び一般利用者がダウンロードできること。	

(8) 画像データ表示機能

No	要件分類	利用者区分
1	画像へのリンク情報を記載した登録データをシステムに登録することで画像とのリンクが自動で行われること。	職員
2	画像を個別及び一括で登録可能なコンテンツ管理機能を有すること。コンテンツ管理機能にて登録された画像は、ファイル名やグループ名にて登録データと紐付けができること。	職員
3	検索結果一覧に表示されたサムネイルをクリックすると、画像ビューア画面にて閲覧用の画像が表示されること。	一般利用者職員
4	高精細画像対応の画像ビューアにて、高精細（大容量）画像についても素早く初期表示を行い、滑らかな拡大・縮小を可能とすること。	一般利用者職員

(9) 画面デザイン編集機能

No	要件
1	画面の設定は受託者により設定すること。以下の内容を設定できること。 この設定は、職員にて変更も可能であること。 ●ヘッダ画像とそのリンク情報 ●ヘッダ用テキストとそのリンク情報 ●提供者名のリンク先 ●データベースの説明 ●ヘルプファイル ●フッタ画像とそのリンク先 ●フッタテキストとそのリンク先 ●背景画像および背景色と文字 ●一覧表示および詳細表示の表配色 ●一覧表示におけるグループ項目 ●サムネイル画像の提示方式（サムネイル項目と画像項目のどちらを使用するか） および表示サイズ（ブラウザで表示するピクセル数） ●詳細表示における主項目の強調表示の有無 ●詳細表示における画像項目の提示方式（全画像を表示、1 画像をページ送りで表示） ●詳細表示におけるリンク表示の有無 ●簡易検索画面にカテゴリ検索画面を表示するか否か ●カテゴリに該当件数表示の有無 ●データ項目の頭文字の「数値」、「アルファベット」、「かな」の一覧に該当件数表示の有無
2	横断検索（横断検索）画面及び個別検索のトップ画面には、任意のテキストや HTML を埋め込むことができること。

(10) 利用者管理機能

No	要件
1	システム管理機能を有し、利用者情報の登録、編集、削除などの権限付与ができること。
2	本システムにおいて一般利用者は利用者登録を行わずに利用するものとする。
3	本システムのシステム管理機能へ登録対象となる利用者は職員であり、付与する権限は目録データ登録、修正、削除とする。
4	各データベースは ID とパスワードによるユーザ認証を行い利用できること。

(11) 利用ログ集計機能

No	要件
1	資料種別（データベース）別の利用統計を表示できること
2	月別の利用統計を作成できること。利用者数、検索実行回数、一覧表示回数、詳細表示回数等 を採取できること。
3	目録データに紐づく電子ファイル（PDF、画像、動画、音声）のダウンロード回数、ランキン グを取得可能であること。

(12) 横断検索機能

国立公文書館によるデジタルアーカイブシステム標準仕様書を参照し、国立公文書館と横断検索が
可能な機能を実装すること。

	要件
1	インターフェースは SRU にて情報発信できるものとする。
2	登録する目録データごとの項目に指定された SRU のマッピング指定だけで SRU サーバを公開で きること。
3	検索のためのクエリーとして CQL を使用できること。
4	横断検索用の情報発信は、登録データの属性値設定により実施できること。

別記2 システム運用保守要件

1. 本システム運用基盤機能要件等

本システム運用基盤は、主として下記要件を実現すること。

(1) 運用保守・監視要件

No	機能	ハードウェア要件
1	サーバー	日本国内のデータセンターにあるサーバーを使用すること。 ただし、バックアップについてはこの限りではない。
2	データ格納用ストレージ	初期として容量 100GB とする。ただし、別途契約により容量の追加ができること。
No	機能	ネットワーク要件
3	インターネット接続	システム管理者、利用者、本システムとの間の接続は、インターネットを利用すること。システム運用基盤とインターネットの接続は 1Gbps ベストエフォート以上とすること。
4	使用プロトコル	インターネットで標準的に使用されているプロトコルである TCP /IP を使用すること。 TCP/IP 上では、取り扱うデータのセキュリティを考慮した HTTPS を使用し、常時 SSL 化を施していること。

(2) セキュリティ要件

No	機能	セキュリティ要件
1	ファイアウォール	ファイアウォール提供によりネットワーク侵入を防止すること。
2		ネットワークへの接続点にファイアウォールを設置し、内部ネットワークへの接続経路を 1 つにして、その接続点でデータの通過可否判断や利用ポート番号、IP アドレスの制限を行うこと。
3	通信経路の暗号化	サービス管理者の WEB ブラウザと、本サービスの WEB サーバー間で行われる通信に、常時 SSL 化を施していること。
4	利用者認証	職員及びサービス管理者に対し、利用者 ID とパスワード等による利用者認証を行うこと。
5	アクセス制御	ファイルアクセス権の設定等により、利用者が必要なリソースのみにアクセスが可能となるようなアクセス制御を行うこと。
6	サーバー環境の整備	セキュリティホールを生まないようなサーバーの環境設定を行うこと。(不要なサービスを起動しないように設定する。細心のセキュリティパッチを適用する。使用しないポートを閉じておく等)。

7	ウイルス対策	サービスに盛り込める範囲のウイルス対策を講じること。
8	WAF(Web Application Firewall)	WAF の機能を提供すること。

(3) 運用保守・監視要件

No	機能	運用保守・監視要件
1	障害監視	24 時間 365 日のサーバネットワーク機器の障害監視（サービスが正常に動いていることの確認）を実施すること。 マニュアルに定め、定期的なサーバーメンテナンスを実施すること。
2	稼働監視	サービス提供に用いるアプリケーション、プラットフォーム、サーバーストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器等の稼働監視（応答確認等）を行うこと。
3	アプリケーション保守	受注者は発注者が本サービスを利用するにあたり、以下の保守サポートを行うこと。 ①発注者が定めるシステム管理者からの電子メールもしくは FAX にての問い合わせ対応 ②受託者が新たな機能を追加した場合の発注者に対する通知 保守サポート時間： 土、日、祝祭日を除く、午前 9 時 15 分から午後 5 時 30 分までの時間帯において連絡がとれる体制がとれること。 (電子メール又は F A X は 24 時間 365 日受信可能な状態とする。)
4	システム障害対応	不具合や障害が発生した場合は、システムを正常に復旧させること。その原因が本サービスに係る他の提供業者による起因であったとしても受注者がその責任を持って障害復旧に向けてサポートすること。 また障害発生後、指定された緊急連絡先またはメールにより連絡を行い、当該案件が解決するまで全関係者が情報を共有できるようにすること。
5	障害通知時間	異常検出後指定された場合、連絡先に速やかに通知すること。
6	平均復旧時間	障害発生から修理完了まで目標時間を 12 時間以内とすること。

(4) ファシリティ要件

No	機能	ファシリティ要件
1	法令等	ISMS 適合性評価制度（財団法人 日本情報処理開発協会）における認証又はプライバシーマーク（財団法人 日本情報処理開発協会）を受けていること。

2	設備環境	機器の増設等を考慮して十分な拡張性を持つこと。
		建築基準法や消防法に適合した火災報知システムやハロゲン又はガス消火設備、消火器、照明や非常灯が設置されていること。
3	電源設備	正副 2 系統の電源を無停電電源装置（UPS）経由で供給していること。また、非常時には非常用発電機を稼働することで無停電供給が可能であること。
4	空調設備	24 時間 365 日稼働が可能な空調設備であること。
		湿度や温度が安定的に保持できること。
		冗長性の高い空調設備を完備し、サーバールームは一定の温度に保たれていること。
		空調機及び配水管周りに漏水検知システムが設置されていること。
5	耐震構造	サーバールームのある建物は震度 6 相当に対して倒壊や崩壊しない耐震性を有すること。
		液状化現象の発生する地域ではないこと。
		データセンター内のラック等に耐震装置が施されていること。
6	消火設備	ガス消火設備と一般消火器を設置してあること。
7	信頼性要件	障害等に備え、システム及びデータを冗長化すること。

（５）可用性要件

No	機能	内容
1	稼働時間	サービス提供時間は 24 時間 365 日（計画停止は除く）とする。
2	サービス稼働率	稼働時間内の稼働率は 99 パーセント以上とする。
3	計画停止予定通知	定期点検等のために計画的にシステムを停止する場合の予定通知は 30 日前に発注者に行うこと。
4	計画停止	定期点検等のために計画的にシステムを停止する時間は月 24 時間以内とする。
5	その他	システム運用中に上記目標数値が実現できないケースが確認された場合は、上記目標を達成するため速やかに対応すること。